

お客さま各位

株式会社 **千葉銀行**

**外貨両替取引を行うお客さまへのお願い（本店営業部・コンサルティングプラザ千葉）**  
**（確認資料ご提示のお願い）**

平素より千葉銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、弊行では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器等（核・化学・生物兵器等）の拡散に対する資金供与（いわゆる「拡散金融」）及びその他経済制裁違反防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、お客さまの外貨両替取引に際して、下記の通り内容を詳しくお伺いし、弊行がその内容を確認できる資料のご提出をお願いしております。お取引内容の詳細を確認するための資料の一例については、別紙をご覧ください。なお、お取引内容によっては別紙に例示のない資料のご提示をお願いすることがございますのであらかじめご了承ください。

お客さまには大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

**【外貨両替に際して詳しくお伺いする事項】**

- ◆ お取引の目的、お使いみち（「海外旅行」など）
- ◆ ご両替金額を必要とされる理由（ご旅行の行き先、滞在日数 など）
- ◆ ご両替の原資について（いつ・どこで・いくら両替したか など）

併せて、内容を確認できる資料のご提出をお願いいたします。資料の一例については別紙をご覧ください。

**【ご注意】**

- ✓ご本人分以外の外貨両替は原則としてお断りさせていただきます。  
※原則、団体様におかれましても、お一人ずつご両替いただくようお願いいたします。
- ✓多額の外貨両替はお断りさせていただく場合がございます。  
※一定期間に複数回の外貨両替をされる場合は、合計金額で判断させていただく場合がございます。
- ✓事業目的の外貨両替は金額にかかわらず、原則としてお断りさせていただきます。
- ✓確認書類のご提出等をしていただいても、弊行でお取扱いできないと判断した場合は、外貨両替の受付をお断りすることがございます。
- ✓ご提出いただいた資料の写しをいただく場合がございます。
- ✓その他、外貨両替受付に関する注意点につきましては、以下の二次元コードより弊行ホームページのご案内もあわせてご確認ください。

[https://www.chibabank.co.jp/kojin/service/foreign\\_exchange/topic/other/attention\\_01/](https://www.chibabank.co.jp/kojin/service/foreign_exchange/topic/other/attention_01/)



以上

(別紙)

## お取引内容の詳細を確認するための資料について

**必要書類：免許証やマイナンバーカード等<sup>※</sup>の本人確認資料のご提示が必要です。**

※外国人（中長期在留者）のお客さまは**在留カード**、外国人（ご旅行者等）のお客さまは**パスポート**をご提示ください。

○その他、以下のような資料等が必要になる場合がございます。

### 【両替目的に関する資料の一例】

両替の目的（お使いみち）	ご提出いただく資料の一例
<b>海外旅行・海外出張</b> （円貨→外貨）	旅程表、航空券の予約情報、宿泊先の予約情報 等
<b>海外旅行・海外出張の余剰金</b> （外貨→円貨）	旅程表、外貨に両替した際の計算書・レシート、 外貨の販売パック 等
<b>日本国内での滞在費</b> （外貨→円貨）	旅程表、航空券の予約情報、宿泊先の予約情報、 パスポート 等

### 【両替原資に関する資料の一例】

両替の原資	ご提出いただく資料の一例
<b>給与（海外勤務で得た収入）</b> （外貨→円貨）	給与明細、雇用契約書、給与振込口座の通帳・入出金明細 等
<b>ご自身がお手元で保管されていた資金</b> （外貨→円貨）	外貨に両替した際の計算書・レシート、外貨の販売パック 等
<b>ご自身の口座から払出した資金</b> （円貨→外貨、外貨→円貨）	通帳、入出金明細 等（直前に原資が振込等により入金されている場合は、振込元の通帳や振込の内容について確認できる資料もあわせてご提出ください）